

改正後

ロ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給		
	2級	3級	4級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
46	37		
47	38		
48	38		
49	39		
50	39		
51	40		
52	40		
53	41		
54	41		
55	42		
56	42		
57	43		
58	43		
59	44		
60	44		
61	45		
62	45		
63	46		
64	46		
65	47		
66	47		
67	48		
68	48		
69	49		
70	49		
71	50		
72	50		
73	51		
74	51		
75	52		
76	52		
77	53		
78	53		
79	53		
80	54		
81	54		
82	54		
83	55		
84	55		
85	55		
86	56		
87	56		
88	56		
89	57		
90	57		
91	58		
92	58		
93	59		
94	59		
95	60		
96	60		
97	61		
98	61		
99	61		
100	61		
101	62		
102	62		
103	62		
104	62		
105	63		
106	63		
107	63		
108	63		
109	64		
110	64		
111	64		
112	64		
113	65		
114	65		
115	65		
116	65		
117	66		
118	66		
119	66		
120	66		
121	67		
122	67		
123	67		
124	67		
125	68		
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			

改正前

ロ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格時の号給		
	2級	3級	4級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
46	38		
47	39		
48	40		
49	41		
50	41		
51	41		
52	42		
53	42		
54	42		
55	43		
56	43		
57	43		
58	44		
59	44		
60	44		
61	45		
62	45		
63	46		
64	46		
65	47		
66	47		
67	48		
68	48		
69	49		
70	49		
71	50		
72	50		
73	51		
74	51		
75	52		
76	52		
77	53		
78	53		
79	54		
80	54		
81	55		
82	55		
83	56		
84	56		
85	57		
86	58		
87	59		
88	60		
89	61		
90	61		
91	61		
92	62		
93	62		
94	62		
95	63		
96	63		
97	63		
98	64		
99	64		
100	64		
101	65		
102	65		
103	65		
104	65		
105	65		
106	65		
107	65		
108	66		
109	66		
110	66		
111	66		
112	66		
113	66		
114	66		
115	67		
116	67		
117	67		
118	67		
119	67		
120	67		
121	67		
122	68		
123	68		
124	68		
125	68		
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			

138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			

備考 <現行どおり>

138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			

備考 <省略>

改正後

ハ 医療職給料表(I)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
46	25	30		30	30
47	26	31		31	31
48	26	32		32	32
49	27	33		33	33
50	27	34		33	33
51	28	35		34	33
52	28	36		34	34
53	29	37		35	34
54	29	38		35	34
55	30	39		36	35
56	30	40		36	35
57	31	41		37	35
58	31	42		37	36
59	32	43		38	36
60	32	44		38	36
61	33	45		39	37
62	33	46		39	37
63	34	47		40	38
64	34	48		40	38
65	35	49		41	39
66	35	50		41	39
67	36	51		41	40
68	36	52		42	40
69	37	53		42	40
70	37	53		42	40
71	38	54		43	40
72	38	54		43	41
73	39	55		43	41
74	39	55		44	41
75	40	56		44	41
76	40	56		44	41
77	41	57		45	42
78	41	57		45	42
79	41	57		45	42
80	42	58		45	42
81	42	58		46	42
82	42	58		46	43
83	43	59		46	43
84	43	59		46	43
85	43	59		47	43
86		60		47	
87		60		47	
88		60		47	
89		60		47	
90		60		48	
91		61		48	
92		61		48	
93		61		48	
94		61		48	
95		61		49	
96		62		49	
97		62		49	
98		62		49	
99		62		49	
100		62		50	
101		63		50	
102		63		50	
103		63		50	
104		63		50	
105		63		51	
106					
107					

改正前

ハ 医療職給料表(I)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
46	25	30		30	30
47	27	31		31	31
48	28	32		32	32
49	29	33		33	33
50	29	34		33	33
51	30	35		34	34
52	30	36		34	34
53	31	37		35	35
54	31	38		35	35
55	32	39		36	36
56	32	40		36	36
57	33	41		37	37
58	33	42		38	37
59	34	43		39	37
60	34	44		40	38
61	35	45		41	38
62	35	46		41	38
63	36	47		41	39
64	36	48		42	39
65	37	49		42	39
66	37	50		42	40
67	38	51		43	40
68	38	52		43	40
69	39	53		43	40
70	39	53		44	41
71	40	54		44	41
72	40	54		44	41
73	41	55		45	41
74	41	55		45	42
75	42	56		45	42
76	42	56		45	42
77	43	57		46	42
78	43	57		46	43
79	44	58		46	43
80	44	58		46	43
81	45	59		47	43
82	45	59		47	44
83	46	60		47	44
84	46	60		47	44
85	47	61		48	44
86		61		48	
87		61		48	
88		61		48	
89		61		48	
90		61		48	
91		61		49	
92		62		49	
93		62		49	
94		62		49	
95		62		49	
96		62		49	
97		62		50	
98		62		50	
99		63		50	
100		63		50	
101		63		50	
102		63		50	
103		63		51	
104		63		51	
105		63		51	
106					
107					

108					
109					
110					
111					
112					
113					

備考 <現行どおり>

108					
109					
110					
111					
112					
113					

備考 <省略>

改正後

ニ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
58	41				
59	42				
60	42				
61	43				
62	43				
63	44				
64	44				
65	45				
66	46				
67	47				
68	48				
69	49				
70	50				
71	51				
72	52				
73	53				
74	54				
75	55				
76	56				
77	57				
78	58				
79	59				
80	60				
81	61				
82	62				
83	63				
84	64				
85	65				
86	65				
87	66				
88	66				
89	67				
90	67				
91	68				
92	68				
93	69				
94	70				
95	71				
96	72				
97	73				
98	74				
99	75				
100	76				
101	77				
102	77				
103	78				
104	78				
105	79				
106	79				
107	80				
108	80				
109	81				
110	81				
111	81				
112	81				
113	81				
114	82				
115	82				
116	82				
117	83				
118	83				
119	83				
120	83				
121	83				
122	83				
123	83				
124	84				
125	84				
126	84				
127	84				
128	84				
129	85				
130	85				
131	85				
132	86				
133	86				
134	86				

改正前

ニ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
58	42				
59	43				
60	44				
61	45				
62	46				
63	47				
64	48				
65	49				
66	50				
67	51				
68	52				
69	53				
70	54				
71	55				
72	56				
73	57				
74	58				
75	59				
76	60				
77	61				
78	62				
79	63				
80	64				
81	65				
82	65				
83	66				
84	66				
85	67				
86	67				
87	68				
88	68				
89	69				
90	70				
91	71				
92	72				
93	73				
94	73				
95	74				
96	74				
97	75				
98	75				
99	76				
100	76				
101	77				
102	77				
103	78				
104	78				
105	79				
106	79				
107	80				
108	80				
109	81				
110	81				
111	81				
112	81				
113	82				
114	82				
115	82				
116	82				
117	83				
118	83				
119	83				
120	83				
121	84				
122	84				
123	84				
124	84				
125	85				
126	85				
127	85				
128	86				
129	86				
130	86				
131	87				
132	87				
133	87				
134	88				

135	87				
136	87				
137	87				
138	88				
139	88				
140	88				
141	89				
142	89				
143	89				
144	89				
145	90				
146	90				
147	90				
148	90				
149	91				
150	91				
151	91				
152	91				
153	92				
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 <現行どおり>

135	88				
136	88				
137	89				
138	89				
139	89				
140	89				
141	90				
142	90				
143	90				
144	90				
145	91				
146	91				
147	91				
148	91				
149	92				
150	92				
151	92				
152	92				
153	93				
154	93				
155	93				
156	93				
157	94				
158	94				
159	94				
160	94				
161	95				
162	95				
163	95				
164	95				
165	96				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

備考 <省略>

改正後

ホ 幼児教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
42	17	18	33		
43	18	19	34		
44	18	20	34		
45	19	21	35		
46	19	22	35		
47	20	23	36		
48	20	24	36		
49	21	25	37		
50	21	26	37		
51	22	27	38		
52	22	28	38		
53	23	29	39		
54	23	30	39		
55	24	31	40		
56	24	32	40		
57	25	33	41		
58	26	34	41		
59	27	35	41		
60	28	36	42		
61	29	37	42		
62	29	38	42		
63	30	39	43		
64	30	40	43		
65	31	41	43		
66	31	42	44		
67	32	43	44		
68	32	44	44		
69	33	45	45		
70	33	46	45		
71	34	47	45		
72	34	48	45		
73	35	49	46		
74	35	50	46		
75	36	51	46		
76	36	52	46		
77	37	53	46		
78	37	54	46		
79	38	55	46		
80	38	56	47		
81	39	57	47		
82	39	57	47		
83	40	57	47		
84	40	58	47		
85	41	58	47		
86	42	58	47		

改正前

ホ 幼児教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格時の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
42	18	18	33		
43	19	19	34		
44	20	20	34		
45	21	21	35		
46	21	22	35		
47	22	23	36		
48	22	24	36		
49	23	25	37		
50	23	26	38		
51	24	27	39		
52	24	28	40		
53	25	29	41		
54	25	30	41		
55	26	31	41		
56	26	32	42		
57	27	33	42		
58	27	34	42		
59	28	35	43		
60	28	36	43		
61	29	37	43		
62	29	38	44		
63	30	39	44		
64	30	40	44		
65	31	41	45		
66	31	42	45		
67	32	43	45		
68	32	44	45		
69	33	45	45		
70	34	46	46		
71	35	47	46		
72	36	48	46		
73	37	49	46		
74	37	50	46		
75	38	51	47		
76	38	52	47		
77	39	53	47		
78	39	54	47		
79	40	55	47		
80	40	56	47		
81	41	57	47		
82	42	57	48		
83	43	58	48		
84	44	58	48		
85	45	59	48		
86	45	59	48		

87	43	59	48
88	44	59	48
89	45	59	48
90	45	60	48
91	46	60	48
92	46	60	48
93	47	61	48
94	47	61	
95	48	62	
96	48	62	
97	49	63	
98	49	63	
99	49	64	
100	50	64	
101	50	65	
102	50	66	
103	51	67	
104	51	68	
105	51	68	
106	52	68	
107	52	68	
108	52	68	
109	53	68	
110	53	68	
111	53	68	
112	53	68	
113	53	68	
114	54	68	
115	54	68	
116	54	68	
117	54	68	
118	54	68	
119	55	68	
120	55	68	
121	55	68	
122	55		
123	55		
124	56		
125	56		
126	56		
127	56		
128	56		
129	57		
130	57		
131	57		
132	58		
133	58		
134	58		
135	59		
136	59		
137	59		
138	59		
139	59		
140	59		
141	59		
142	59		
143	59		
144	59		
145	60		
146	60		
147	60		
148	60		
149	60		
150	60		
151	60		
152	60		
153	60		

備考 <現行どおり>

87	46	60	48
88	46	60	48
89	47	61	49
90	47	61	49
91	48	62	49
92	48	62	49
93	49	63	49
94	49	63	
95	50	64	
96	50	64	
97	51	65	
98	51	65	
99	52	66	
100	52	66	
101	53	67	
102	53	67	
103	53	68	
104	53	68	
105	54	68	
106	54	68	
107	54	68	
108	54	68	
109	55	68	
110	55	68	
111	55	68	
112	55	68	
113	56	68	
114	56	68	
115	56	68	
116	56	68	
117	57	68	
118	57	68	
119	57	68	
120	57	68	
121	58	68	
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		
129	60		
130	60		
131	60		
132	60		
133	61		
134	61		
135	61		
136	61		
137	61		
138	61		
139	61		
140	62		
141	62		
142	62		
143	62		
144	62		
145	62		
146	62		
147	63		
148	63		
149	63		
150	63		
151	63		
152	63		
153	63		

備考 <省略>

改正後

別添2-1
別表第7の2 降格時号給対応表(第17条の2関係)
イ 一般行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格時の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
7	38	23	23			19
8	39	24	24			20
9	41	25	25			21
10	42	26	26			22
11	43	27	27			23
12	44	28	28			24
13	45	29	29			25
14	46	30	30			26
15	47	31	31			27
16	48	32	32			28
17	49	33	33			29
18	50	34	34			30
19	51	35	35			31
20	52	36	36			32
21	54	37	37			34
22	56	38	38			36
23	58	39	39			38
24	60	40	40			40
25	62	41	41			42
26	64	42	42			44
27	66	43	43			46
28	68	44	44			48
29	71	45	45			52
30	74	46	46			56
31	77	47	47			77
32	80	48	48			84
33	83	49	49			85
34	86	50	50			85
35	89	51	51			85
36	92	52	52			85
37	93	54	53			85
38	93	56	54			85
39	93	58	55			85
40	93	60	56			85
41	93	61	57			85
42	93	62	58			85
43	93	63	59			85
44	93	64	60			85
45	93	66	63			85
46	93	68	66			85
47	93	70	69			85
48	93	72	72			85
49	93	77	75			85
50	93	82	78			85
51	93	87	81			85
52	93	92	84			85
53	93	97	88			85
54	93	102	92			85
55	93	107	99			85
56	93	116	106			85
57	93	125	113			85
58	93	125	113			85
59	93	125	113			85
60	93	125	113			85
61	93	125	113			85
62	93	125	113			
63	93	125	113			
64	93	125	113			
65	93	125	113			
66	93	125	113			
67	93	125	113			
68	93	125	113			
69	93	125	113			
70	93	125	113			
71	93	125	113			
72	93	125	113			
73	93	125	113			
74	93	125	113			
75	93	125	113			
76	93	125	113			
77	93	125	113			
78	93	125	113			
79	93	125	113			
80	93	125	113			
81	93	125	113			
82	93	125	113			
83	93	125	113			
84	93	125	113			
85	93	125	113			
86	93	125	113			
87	93	125	113			
88	93	125	113			
89	93	125	113			
90	93	125	113			
91	93	125	113			
92	93	125	113			
93	93	125	113			
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				

改正前

別添2-2
別表第7の2 降格時号給対応表(第17条の2関係)
イ 一般行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格時の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
7	37	23	23			19
8	39	24	24			20
9	40	25	25			21
10	42	26	26			22
11	43	27	27			23
12	44	28	28			24
13	45	29	29			25
14	46	30	30			26
15	47	31	31			27
16	48	32	32			28
17	49	33	33			29
18	50	34	34			30
19	51	35	35			31
20	52	36	36			32
21	53	37	37			34
22	54	38	38			36
23	55	39	39			38
24	56	40	40			40
25	59	41	41			42
26	62	42	42			44
27	65	43	43			46
28	68	44	44			48
29	70	45	45			52
30	72	46	46			56
31	74	47	47			67
32	76	48	48			80
33	78	49	49			82
34	80	50	50			84
35	82	51	51			85
36	84	52	52			85
37	86	53	53			85
38	88	54	54			85
39	90	55	55			85
40	92	56	56			85
41	93	58	57			85
42	93	60	58			85
43	93	62	59			85
44	93	64	60			85
45	93	66	63			85
46	93	68	66			85
47	93	70	69			85
48	93	72	72			85
49	93	76	75			85
50	93	80	78			85
51	93	84	81			85
52	93	88	84			85
53	93	93	88			85
54	93	98	92			85
55	93	103	97			85
56	93	109	102			85
57	93	115	107			85
58	93	121	112			85
59	93	125	113			85
60	93	125	113			85
61	93	125	113			85
62	93	125	113			
63	93	125	113			
64	93	125	113			
65	93	125	113			
66	93	125	113			
67	93	125	113			
68	93	125	113			
69	93	125	113			
70	93	125	113			
71	93	125	113			
72	93	125	113			
73	93	125	113			
74	93	125	113			
75	93	125	113			
76	93	125	113			
77	93	125	113			
78	93	125	113			
79	93	125	113			
80	93	125	113			
81	93	125	113			
82	93	125	113			
83	93	125	113			
84	93	125	113			
85	93	125	113			
86	93	125	113			
87	93	125	113			
88	93	125	113			
89	93	125	113			
90	93	125	113			
91	93	125	113			
92	93	125	113			
93	93	125	113			
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				

97	93	125	
98	93	125	
99	93	125	
100	93	125	
101	93	125	
102	93	125	
103	93	125	
104	93	125	
105	93	125	
106	93	125	
107	93	125	
108	93	125	
109	93	125	
110	93	125	
111	93	125	
112	93	125	
113	93	125	
114	93		
115	93		
116	93		
117	93		
118	93		
119	93		
120	93		
121	93		
122	93		
123	93		
124	93		
125	93		

97	93	125	
98	93	125	
99	93	125	
100	93	125	
101	93	125	
102	93	125	
103	93	125	
104	93	125	
105	93	125	
106	93	125	
107	93	125	
108	93	125	
109	93	125	
110	93	125	
111	93	125	
112	93	125	
113	93	125	
114	93		
115	93		
116	93		
117	93		
118	93		
119	93		
120	93		
121	93		
122	93		
123	93		
124	93		
125	93		

改正後

ロ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格時の号給		
	1 級	2 級	3 級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
14	22		
15	23		
16	24		
17	25		
18	26		
19	27		
20	28		
21	29		
22	30		
23	31		
24	32		
25	33		
26	34		
27	35		
28	36		
29	37		
30	38		
31	39		
32	40		
33	41		
34	42		
35	43		
36	44		
37	46		
38	48		
39	50		
40	52		
41	54		
42	56		
43	58		
44	60		
45	62		
46	64		
47	66		
48	68		
49	70		
50	72		
51	74		
52	76		
53	79		
54	82		
55	85		
56	88		
57	90		
58	92		
59	94		
60	96		
61	100		
62	104		
63	108		

改正前

ロ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受 けていた号給	降格時の号給		
	1 級	2 級	3 級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
14	21		
15	23		
16	24		
17	25		
18	26		
19	27		
20	28		
21	29		
22	30		
23	31		
24	32		
25	33		
26	34		
27	35		
28	36		
29	37		
30	38		
31	39		
32	40		
33	41		
34	42		
35	43		
36	44		
37	45		
38	46		
39	47		
40	48		
41	51		
42	54		
43	57		
44	60		
45	62		
46	64		
47	66		
48	68		
49	70		
50	72		
51	74		
52	76		
53	78		
54	80		
55	82		
56	84		
57	85		
58	86		
59	87		
60	88		
61	91		
62	94		
63	97		

64	112
65	116
66	120
67	124
68	125
69	125
70	125
71	125
72	125
73	125
74	125
75	125
76	125
77	125
78	125
79	125
80	125
81	125
82	125
83	125
84	125
85	125
86	125
87	125
88	125
89	125
90	125
91	125
92	125
93	125
94	125
95	125
96	125
97	125
98	125
99	125
100	125
101	125
102	125
103	125
104	125
105	125
106	125
107	125
108	125
109	125
110	125
111	125
112	125
113	125
114	125
115	125
116	125
117	125
118	125
119	125
120	125
121	125
122	125
123	125
124	125
125	125
126	125
127	125
128	125
129	125
130	125
131	125
132	125
133	125
134	125
135	125
136	125
137	125
138	125
139	125
140	125
141	125
142	125
143	125
144	125
145	125
146	125
147	125
148	125
149	125
150	125
151	125
152	125
153	125
154	125
155	125
156	125
157	125

64	100
65	107
66	114
67	121
68	125
69	125
70	125
71	125
72	125
73	125
74	125
75	125
76	125
77	125
78	125
79	125
80	125
81	125
82	125
83	125
84	125
85	125
86	125
87	125
88	125
89	125
90	125
91	125
92	125
93	125
94	125
95	125
96	125
97	125
98	125
99	125
100	125
101	125
102	125
103	125
104	125
105	125
106	125
107	125
108	125
109	125
110	125
111	125
112	125
113	125
114	125
115	125
116	125
117	125
118	125
119	125
120	125
121	125
122	125
123	125
124	125
125	125
126	125
127	125
128	125
129	125
130	125
131	125
132	125
133	125
134	125
135	125
136	125
137	125
138	125
139	125
140	125
141	125
142	125
143	125
144	125
145	125
146	125
147	125
148	125
149	125
150	125
151	125
152	125
153	125
154	125
155	125
156	125
157	125

改正後

ハ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
25	46	41		41	41
26	48	42		42	42
27	50	43		43	43
28	52	44		44	44
29	54	45		45	45
30	56	46		46	46
31	58	47		47	47
32	60	48		48	48
33	62	49		50	51
34	64	50		52	54
35	66	51		54	57
36	68	52		56	60
37	70	53		58	62
38	72	54		60	64
39	74	55		62	66
40	76	56		64	71
41	78	57		67	76
42	82	58		70	81
43	85	59		73	85
44	85	60		76	85
45	85	61		80	85
46	85	62		84	85
47	85	63		89	85
48	85	64		94	85
49	85	65		99	85
50	85	66		104	85
51	85	67		105	85
52	85	68		105	85
53	85	70		105	85
54	85	72		105	85
55	85	74		105	85
56	85	76		105	85
57	85	79		105	85
58	85	82		105	85
59	85	85		105	85
60	85	90		105	85
61	85	95		105	85
62	85	100		105	85
63	85	105		105	85
64	85	105		105	85
65	85	105		105	85
66	85	105		105	
67	85	105		105	
68	85	105		105	
69	85	105		105	
70	85	105		105	
71	85	105		105	
72	85	105		105	
73	85	105		105	
74	85	105		105	
75	85	105		105	
76	85	105		105	
77	85	105		105	
78	85	105		105	
79	85	105		105	
80	85	105		105	
81	85	105		105	
82	85	105		105	
83	85	105		105	
84	85	105		105	
85	85	105		105	
86	85	105			
87	85	105			
88	85	105			
89	85	105			
90	85	105			
91	85	105			
92	85	105			
93	85	105			
94	85	105			
95	85	105			
96	85	105			
97	85	105			
98	85	105			
99	85	105			
100	85	105			
101	85	105			
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

改正前

ハ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
25	45	41		41	41
26	46	42		42	42
27	47	43		43	43
28	48	44		44	44
29	50	45		45	45
30	52	46		46	46
31	54	47		47	47
32	56	48		48	48
33	58	49		50	50
34	60	50		52	52
35	62	51		54	54
36	64	52		56	56
37	66	53		57	59
38	68	54		58	62
39	70	55		59	65
40	72	56		60	69
41	74	57		63	73
42	76	58		66	77
43	78	59		69	81
44	80	60		72	85
45	82	61		76	85
46	84	62		80	85
47	85	63		84	85
48	85	64		90	85
49	85	65		96	85
50	85	66		102	85
51	85	67		105	85
52	85	68		105	85
53	85	70		105	85
54	85	72		105	85
55	85	74		105	85
56	85	76		105	85
57	85	78		105	85
58	85	80		105	85
59	85	82		105	85
60	85	84		105	85
61	85	91		105	85
62	85	98		105	85
63	85	105		105	85
64	85	105		105	85
65	85	105		105	85
66	85	105		105	
67	85	105		105	
68	85	105		105	
69	85	105		105	
70	85	105		105	
71	85	105		105	
72	85	105		105	
73	85	105		105	
74	85	105		105	
75	85	105		105	
76	85	105		105	
77	85	105		105	
78	85	105		105	
79	85	105		105	
80	85	105		105	
81	85	105		105	
82	85	105		105	
83	85	105		105	
84	85	105		105	
85	85	105		105	
86	85	105			
87	85	105			
88	85	105			
89	85	105			
90	85	105			
91	85	105			
92	85	105			
93	85	105			
94	85	105			
95	85	105			
96	85	105			
97	85	105			
98	85	105			
99	85	105			
100	85	105			
101	85	105			
102	85	105			
103	85	105			
104	85	105			
105	85	105			
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

改正後

ニ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
9	24				
10	25				
11	26				
12	28				
13	29				
14	30				
15	31				
16	32				
17	33				
18	34				
19	35				
20	36				
21	37				
22	38				
23	39				
24	40				
25	41				
26	42				
27	43				
28	44				
29	45				
30	46				
31	47				
32	48				
33	49				
34	50				
35	51				
36	52				
37	53				
38	54				
39	55				
40	56				
41	58				
42	60				
43	62				
44	64				
45	65				
46	66				
47	67				
48	68				
49	69				
50	70				
51	71				
52	72				
53	73				
54	74				
55	75				
56	76				
57	77				
58	78				
59	79				
60	80				
61	81				
62	82				
63	83				
64	84				
65	86				
66	88				
67	90				
68	92				
69	93				
70	94				
71	95				
72	96				
73	97				
74	98				
75	99				
76	100				
77	102				
78	104				
79	106				
80	108				
81	113				
82	118				
83	123				
84	128				
85	131				
86	134				
87	137				
88	140				
89	144				
90	148				
91	152				
92	156				
93	159				
94	162				
95	165				
96	168				
97	169				
98	169				
99	169				
100	169				
101	169				
102	169				

改正前

ニ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
9	23				
10	25				
11	26				
12	27				
13	28				
14	29				
15	31				
16	32				
17	33				
18	34				
19	35				
20	36				
21	37				
22	38				
23	39				
24	40				
25	41				
26	42				
27	43				
28	44				
29	45				
30	46				
31	47				
32	48				
33	49				
34	50				
35	51				
36	52				
37	53				
38	54				
39	55				
40	56				
41	57				
42	58				
43	59				
44	60				
45	61				
46	62				
47	63				
48	64				
49	65				
50	66				
51	67				
52	68				
53	69				
54	70				
55	71				
56	72				
57	73				
58	74				
59	75				
60	76				
61	77				
62	78				
63	79				
64	80				
65	82				
66	84				
67	86				
68	88				
69	89				
70	90				
71	91				
72	92				
73	94				
74	96				
75	98				
76	100				
77	102				
78	104				
79	106				
80	108				
81	112				
82	116				
83	120				
84	124				
85	127				
86	130				
87	133				
88	136				
89	140				
90	144				
91	148				
92	152				
93	156				
94	160				
95	164				
96	168				
97	169				
98	169				
99	169				
100	169				
101	169				
102	169				

103	169
104	169
105	169
106	169
107	169
108	169
109	169
110	169
111	169
112	169
113	169
114	169
115	169
116	169
117	169
118	169
119	169
120	169
121	169
122	169
123	169
124	169
125	169
126	169
127	169
128	169
129	169
130	169
131	169
132	169
133	169
134	169
135	169
136	169
137	169
138	169
139	169
140	169
141	169
142	169
143	169
144	169
145	169
146	169
147	169
148	169
149	169
150	169
151	169
152	169
153	169

103	169
104	169
105	169
106	169
107	169
108	169
109	169
110	169
111	169
112	169
113	169
114	169
115	169
116	169
117	169
118	169
119	169
120	169
121	169
122	169
123	169
124	169
125	169
126	169
127	169
128	169
129	169
130	169
131	169
132	169
133	169
134	169
135	169
136	169
137	169
138	169
139	169
140	169
141	169
142	169
143	169
144	169
145	169
146	169
147	169
148	169
149	169
150	169
151	169
152	169
153	169

改正後

ホ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>
17	42	41	25		
18	44	42	26		
19	46	43	27		
20	48	44	28		
21	50	45	29		
22	52	46	30		
23	54	47	31		
24	56	48	32		
25	57	49	33		
26	58	50	34		
27	59	51	35		
28	60	52	36		
29	62	53	37		
30	64	54	38		
31	66	55	39		
32	68	56	40		
33	70	57	42		
34	72	58	44		
35	74	59	46		
36	76	60	48		
37	78	61	50		
38	80	62	52		
39	82	63	54		
40	84	64	56		
41	85	65	59		
42	86	66	62		
43	87	67	65		
44	88	68	68		
45	90	69	72		

改正前

ホ 幼児教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前 日に受けていた 号給	降格時の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
17	41	41	25		
18	42	42	26		
19	43	43	27		
20	44	44	28		
21	46	45	29		
22	48	46	30		
23	50	47	31		
24	52	48	32		
25	54	49	33		
26	56	50	34		
27	58	51	35		
28	60	52	36		
29	62	53	37		
30	64	54	38		
31	66	55	39		
32	68	56	40		
33	69	57	42		
34	70	58	44		
35	71	59	46		
36	72	60	48		
37	74	61	49		
38	76	62	50		
39	78	63	51		
40	80	64	52		
41	81	65	55		
42	82	66	58		
43	83	67	61		
44	84	68	64		
45	86	69	69		

46	92	70	79
47	94	71	86
48	96	72	93
49	99	73	93
50	102	74	93
51	105	75	93
52	108	76	93
53	113	77	93
54	118	78	93
55	123	79	93
56	128	80	93
57	131	83	93
58	134	86	93
59	144	89	93
60	153	92	93
61	153	94	93
62	153	96	93
63	153	98	93
64	153	100	93
65	153	101	93
66	153	102	93
67	153	103	93
68	153	121	93
69	153	121	93
70	153	121	93
71	153	121	93
72	153	121	93
73	153	121	93
74	153	121	93
75	153	121	93
76	153	121	93
77	153	121	93
78	153	121	93
79	153	121	93
80	153	121	93
81	153	121	93
82	153	121	93
83	153	121	93
84	153	121	93
85	153	121	93
86	153	121	93
87	153	121	93
88	153	121	93
89	153	121	93
90	153	121	93
91	153	121	93
92	153	121	93
93	153	121	93
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		

46	88	70	74
47	90	71	81
48	92	72	88
49	94	73	93
50	96	74	93
51	98	75	93
52	100	76	93
53	104	77	93
54	108	78	93
55	112	79	93
56	116	80	93
57	120	82	93
58	124	84	93
59	128	86	93
60	132	88	93
61	139	90	93
62	146	92	93
63	153	94	93
64	153	96	93
65	153	98	93
66	153	100	93
67	153	102	93
68	153	121	93
69	153	121	93
70	153	121	93
71	153	121	93
72	153	121	93
73	153	121	93
74	153	121	93
75	153	121	93
76	153	121	93
77	153	121	93
78	153	121	93
79	153	121	93
80	153	121	93
81	153	121	93
82	153	121	93
83	153	121	93
84	153	121	93
85	153	121	93
86	153	121	93
87	153	121	93
88	153	121	93
89	153	121	93
90	153	121	93
91	153	121	93
92	153	121	93
93	153	121	93
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		

(令和6年3月28日揭示済み)

草津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第6号

草津市会計規則の一部を改正する規則

草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条 <現行どおり> （返納金の調定） 第5条 歳入調定権者は、支出命令権者が歳出の誤払いもしくは過渡しとなった金額または資金前渡もしくは概算払をし、もしくは私人に<u>公金の支出に関する事務</u>を委託した場合の精算残金を返納させる場合において、当該返納金が出納閉鎖期日までに納入されていないものであるときはその翌日に、過年度の支出に係る過誤払が判明したときは過誤払の発生が判明した日において、これを現年度の歳入として、当該未納に係る返納金について調定決議兼通知書により調定をしなければならない。 第6条～第18条 <現行どおり> （徴収または収納の事務の委託） 第19条 歳入調定権者または会計管理者は、<u>法第243条の2第1項および施行令第173条、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2</u>ならびに<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により私人に公金の徴収または収納に関する事務を委託しようとするときは、歳入事務委託契約を締結しなければならない。</u> 2 前項の規定により私人に<u>公金の徴収または収納に関する事務</u>を委託したときは、次に掲げる事項を告示し、かつ、公表しなければならない。 (1) <u>委託した私人（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所または事務所の所在地</u> (2) <u>委託した公金事務に係る歳入等</u> (3) <u>指定公金事務取扱者の指定をした日</u> (4) <u>委託をした日および委託期間</u> (5)～(6) <現行どおり> 3 第1項の歳入事務委託契約を締結した<u>指定公金事務取扱者</u>は、当該受託に係る事務を執行するときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	第1条～第4条 <省略> （返納金の調定） 第5条 歳入調定権者は、支出命令権者が歳出の誤払いもしくは過渡しとなった金額または資金前渡もしくは概算払をし、もしくは私人に<u>支出の事務</u>を委託した場合の精算残金を返納させる場合において、当該返納金が出納閉鎖期日までに納入されていないものであるときはその翌日に、過年度の支出に係る過誤払が判明したときは過誤払の発生が判明した日において、これを現年度の歳入として、当該未納に係る返納金について調定決議兼通知書により調定をしなければならない。 第6条～第18条 <省略> （徴収または収納の事務の委託） 第19条 歳入調定権者または会計管理者は、<u>施行令第158条第1項および第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2</u>の規定により私人に<u>歳入の徴収または収納の事務</u>を委託しようとするときは、歳入事務委託契約を締結しなければならない。 2 前項の規定により私人に<u>徴収または収納の事務</u>を委託したときは、次に掲げる事項を告示し、かつ、公表しなければならない。 (1) <u>委託した私人の住所および氏名または名称</u> (2) <u>委託事務の内容</u> <改正後に新設> (3) <u>委託期間</u> (4)～(5) <省略> 3 第1項の歳入事務委託契約を締結した私人（以下「<u>歳入事務受託者</u>」という。）は、当該受託に係る事務を執行するときは、身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

改正後	改正前
4 <u>指定公金事務取扱者</u>は、歳入を納入した納入者に対し、領収証書を交付しなければならない。 5 <u>指定公金事務取扱者</u>は、徴収または収納の後、別段の定めがある場合のほか速やかに受託金納付書により、指定金融機関等に払い込むとともに、受託金計算書を作成し、出納機関に提出しなければならない。 <u>(指定公金事務取扱者の指定等)</u> 第19条の2 <u>市長は、法第243条の2の指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。</u> ＜改正前を削る＞ ＜改正前を削る＞ ＜改正前を削る＞ ＜改正前を削る＞ 2 ＜現行どおり＞ (収納に関する事務を委託することのできる歳入等) 第19条の3 <u>法第243条の2の5第1項に規定する指定公金事務取扱者に収納に関する事務を委託することのできる歳入等は、次に掲げるものとする。</u> (1) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費を含む。） (2) 分担金 (3) 負担金 (4) 使用料 (5) 手数料 (6) 賃借料 (7) 不動産売払代金 (8) 物品売払代金 (9) 寄附金 (10) 過料 (11) 貸付金の元利償還金 (12) 不当利得による返還金	4 <u>歳入事務受託者</u>は、歳入を納入した納入者に対し、領収証書を交付しなければならない。 5 <u>歳入事務受託者</u>は、徴収または収納の後、別段の定めがある場合のほか速やかに受託金納付書により、指定金融機関等に払い込むとともに、受託金計算書を作成し、出納機関に提出しなければならない。 第19条の2 <u>施行令第158条の2第1項の規則で定める基準を満たしている者とは、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市長が適当と認める者とする。</u> (1) 公金等の徴収または収納事務の受託に関し、十分な知識および実績を有すること。 (2) 収納した徴収金を会計管理者または指定金融機関もしくは収納代理金融機関へ安全かつ確実に払い込むことができる能力を有し、かつ、安定的な経営基盤を有すること。 (3) 徴収金の収納に関する記録を電子計算機により管理し、その電子記録を提供することができ、かつ、遅滞なく事務処理を行う体制を有すること。 (4) 個人情報の漏えい、き損および改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な管理体制を有すること。 2 ＜省略＞ ＜改正後に新設＞

改正後	改正前
(13) 損害賠償金（第18号に掲げる遅延損害金を除く。） (14) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条に定める保育料 (15) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項に定める費用の全部または一部 (16) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条に定める返還金 (17) 第2号から第5号までおよび第9号に掲げる歳入に係る延滞金 (18) 第3号、第6号から第9号までおよび第11号から第13号までに掲げる歳入に係る遅延損害金 (19) 雑入（第16号に掲げる返還金を除く。） (20) 介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第1項に定める保険料 (21) 第76条に定める歳入歳出外現金 （指定納付受託者の指定等） 第20条 ＜現行どおり＞ 2 市長は、指定納付受託者の指定、指定内容の変更または指定の取消しをしたときは、<u>次に掲げる事項</u>を告示するとともに、<u>会計管理者に報告するものとする。</u> (1) 指定納付受託者の名称、住所または事務所の所在地 (2) 指定をした日 (3) 指定納付受託者に指定した期間 (4) 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 （過誤納金の還付） 第21条 歳入調定権者は、<u>施行令第165条の6</u>の規定による戻出をする場合は、当該納入に係る誤納または過納となった歳入に相当する金額を過誤納として、当該納入者に還付しなければならない。 2 ＜現行どおり＞ 第22条～第36条 ＜現行どおり＞ （概算払のできる経費） 第37条 ＜現行どおり＞ (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による措置費 (2) ＜現行どおり＞ 第38条～第43条 ＜現行どおり＞ （給与からの引去金）	（指定納付受託者の指定等） 第20条 ＜省略＞ 2 市長は、指定納付受託者の指定、指定内容の変更または指定の取消しをしたときは、<u>その旨</u>を告示するとともに会計管理者に報告するものとする。 ＜改正後に新設＞ ＜改正後に新設＞ ＜改正後に新設＞ ＜改正後に新設＞ （過誤納金の還付） 第21条 歳入調定権者は、<u>施行令第165条の7</u>の規定による戻出をする場合は、当該納入に係る誤納または過納となった歳入に相当する金額を過誤納として、当該納入者に還付しなければならない。 2 ＜省略＞ 第22条～第36条 ＜省略＞ （概算払のできる経費） 第37条 ＜省略＞ (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、児童福祉法（<u>昭和22年法律第164号</u>）、子ども・子育て支援法（<u>平成24年法律第65号</u>）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による措置費 (2) ＜省略＞ 第38条～第43条 ＜省略＞ （給与からの引去金）

改正後	改正前
第44条 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) 地方税法第321条の3に規定する特別徴収に係る県民税および市民税 (3)～(7) <現行どおり> 第45条 <現行どおり> (支出事務の委託) 第46条 第19条第1項から第3項までの規定は、<u>法第243条の2第1項の規定により私人に公金の支出に関する事務を委託しようとする場合について</u>準用する。この場合において、第19条第1項中「歳入調定権者」とあるのは「支出命令権者」と読み替えるものとする。 2 <現行どおり> 第47条～第61条 <現行どおり> (過誤払金の戻入) 第62条 支出命令権者は、歳出の誤払いまたは過渡しとなった金額または私人に<u>公金の支出に関する事務</u>を委託した場合の精算残金を返納させるときは、施行令第159条の規定によりこれらを戻入命令書（別記様式第19号）により当該支出科目に戻入の措置をしなければならない。 2 <現行どおり> 第63条～第92条 <現行どおり> (委託事務の検査) 第93条 会計管理者は、必要があると認めたときは、公金の徴収または収納もしくは<u>支出に関する事務</u>の委託を受けた者に対して、書面または実地に出納検査を行うことができる。 2 <現行どおり> 第94条 <現行どおり> (予算執行職員等の責任) 第95条 <u>法第243条の2の8</u>第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。 (1)～(5) <現行どおり> 2 <現行どおり> 第96条～第99条 <現行どおり> 別表 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第30号 <現行どおり>	第44条 <省略> (1) <省略> (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の3に規定する特別徴収に係る県民税および市民税 (3)～(7) <省略> 第45条 <省略> (支出事務の委託) 第46条 第19条第1項から第3項までの規定は、<u>施行令第165条の3第1項の規定により私人に支出の事務を委託しようとする場合について</u>準用する。この場合において、第19条第1項中「歳入調定権者」とあるのは「支出命令権者」と読み替えるものとする。 2 <省略> 第47条～第61条 <省略> (過誤払金の戻入) 第62条 支出命令権者は、歳出の誤払いまたは過渡しとなった金額または私人に<u>支出の事務</u>を委託した場合の精算残金を返納させるときは、施行令第159条の規定によりこれらを戻入命令書（別記様式第19号）により当該支出科目に戻入の措置をしなければならない。 2 <省略> 第63条～第92条 <省略> (委託事務の検査) 第93条 会計管理者は、必要があると認めたときは、公金の徴収または収納もしくは<u>支出の事務</u>の委託を受けた者に対して、書面または実地に出納検査を行うことができる。 2 <省略> 第94条 <省略> (予算執行職員等の責任) 第95条 <u>法第243条の2の2</u>第1項各号に掲げる行為をする権限に属する事務を直接補助する職員で規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者とする。 (1)～(5) <省略> 2 <省略> 第96条～第99条 <省略> 別表 <省略> 別記様式第1号～別記様式第30号 <省略>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市青少年問題協議会規則を廃止する規則をここに
公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長
橋 川 渉

草津市規則第 7 号

草津市青少年問題協議会規則を廃止する規
則

草津市青少年問題協議会規則（昭和 3 6 年草津市規則
第 1 号）は、廃止する。

付 則

この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 8 号

草津市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則

草津市学校給食費徴収規則（令和 3 年草津市規則第 7 2 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条 <現行どおり> (学校給食費の額および徴収月)	第 1 条 <省略> (学校給食費の額および徴収月)
第 2 条 <現行どおり> (1) 小学生 <u>4, 5 0 0 円</u> (2) 中学生 <u>5, 3 0 0 円</u>	第 2 条 <省略> (1) 小学生 <u>4, 0 0 0 円</u> (2) 中学生 <u>4, 7 5 0 円</u>
2 ～ 4 <現行どおり> 第 3 条 ～ 第 6 条 <現行どおり> 付 則	2 ～ 4 <省略> 第 3 条 ～ 第 6 条 <省略> 付 則

改正後	改正前
(施行期日等) 1～2 <現行どおり> (特例措置) 3 第2条第1項第1号の規定にかかわらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、小学生にかかる1月当たりの学校給食費の額は、4,000円とする。この場合において、同条第3項第1号中「第1項の学校給食費の額」、同条第4項中「第1項に定める学校給食費の額」および第4条中「第2条に定める学校給食費の額」とあるのはそれぞれ「4,000円」と読み替えるものとする。 4 第2条第1項第2号の規定にかかわらず、令和6年4月1日から当分の間、中学生にかかる1月当たりの学校給食費の額は、0円とする。この場合において、第2条から第5条までの規定は、適用しない。	(施行期日等) 1～2 <省略> (特例措置) 3 令和4年1月から同年3月までの3か月分の草津市立中学校にかかる学校給食費については、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、1月当たり4,125円とする。この場合において、第2条第3項第1号中「1食単価(第1項の学校給食費の額に11を乗じて年間給食実施予定回数で除した額(1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額)をいう。以下同じ。)」とあるのは、「1食単価(275円。以下同じ。)」と読み替えるものとする。 <改正後に新設>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、改正後の草津市学校給食費徴収規則の規定は、令和6年4月1日以後に発生する学校給食費に適用し、同日前に発生した学校給食費については、なお従前の例による。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第9号

草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部を改正する規則

(草津市医療費特別助成条例施行規則の一部改正)

第1条 草津市医療費特別助成条例施行規則(昭和53年草津市規則第44号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第15条 <現行どおり> 別記様式第1号その1～別記様式第1号その4 <現行どおり>	第1条～第15条 <省略> 別記様式第1号その1～別記様式第1号その4 <省略>

改正後	改正前
別記様式第 2 号その 1（第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 1 4 条第 2 項関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号その 2～別記様式第 5 号　＜現行どおり＞	別記様式第 2 号その 1（第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 1 4 条第 2 項関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号その 2～別記様式第 5 号　＜省略＞

（草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則の一部改正）

第 2 条　草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則（昭和 5 8 年草津市規則第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 4 条　＜現行どおり＞ 別記様式第 1 号　＜現行どおり＞ 別記様式第 2 号（第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 1 3 条第 2 項関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号～別記様式第 5 号　＜現行どおり＞	第 1 条～第 1 4 条　＜省略＞ 別記様式第 1 号　＜省略＞ 別記様式第 2 号（第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 1 3 条第 2 項関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号～別記様式第 5 号　＜省略＞

付 則

（施行期日）

1　この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この規則の施行の際現にある草津市医療費特別助成条例施行規則および草津市老人福祉医療費特別助成条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1-1

福祉医療費助成制度申請書（届出書）									
助成対象者	住所（変更後）				医療種別				
	本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療			
				生年月日	受給者番号	障害者（児）			
						母子家庭			
						父子家庭			
						ひとり暮らし寡婦			
	B		男・女			障害者老人等			
						母子家庭老人			
	C		男・女			父子家庭老人			
						ひとり暮らし高齢寡婦老人			
D		男・女			加入保険（変更後）				
					被保険者・世帯主	続柄			
E		男・女			住所（助成対象者と異なる場合のみ記入）				
					記号	番号	保険者番号		
配偶者		男・女			保険者名	協健 健保 共済 国保 後期			
					保険者所在地				
扶養義務者		男・女			取得事由	喪失事由	更新事由		
					☐ 条例該当 ☐ 出生 ☐ 障害 ☐ 転入 ☐ 保険加入 ☐ 生保廃止 ☐ 50条該当 ☐ その他	☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 保険喪失 ☐ 生保開始 ☐ 切替 ☐ 満了 ☐ 後期75歳 ☐ 後期50条 ☐ その他	☐ 受給券再交付 ☐ 記号、県市更新 ☐ 扶養義務者更新 ☐ 手帳更新 ☐ 被保険者更新 ☐ 履歴更新 ☐ 訂正		
住所（助成対象者と異なる場合のみ記入）									
上記のとおり申請（届出）をします。なお、申請（届出）にあたり下記について同意します。 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること									
年 月 日					住所 氏名 申請者 助成対象者との続柄 電話番号				
草津市長 宛					申請者				
☐ 交付 ☐ 回収 ☐ 無効 ☐ 訂正 ☐ 返還指導 ☐ 転出者への案内					☐ すこやか手帳				
事由発生、該当者					年 月 日				
将養異動日（入力B）					年 月 日				
入力完了					裏面に続く				

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書							
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況		扶養義務者の所得状況	
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)		人(内老人 人)	
前年の所得額	① 合 計 額	円		円		円	
所得控除	② 雑損控除	円		円		円	
	医療費控除	円		円		円	
	社会保険料等相当額控除	円		円		円	
	小規模企業共済等掛金控除	円		円		円	
	配偶者特別控除	円		円		円	
	家族障害 人 特別障害 人	円		円		円	
	本人障害 特別障害 寡婦	円		円		円	
	ひとり親 勤労学生	円		円		円	
他()		円		円		円	
控除後の所得額 ①－②		円		円		円	
※ 課税の区分	市 民 税	非課税・課税		非課税・課税		非課税・課税	

別添 1 - 2

福祉医療費助成制度申請書（届出書）										
助成対象者	住所 (変更後)				医療種別					
	本人 A	フリガナ 氏 名 個人番号	性別	本人 A との続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療				
				生年月日	受給者番号	心身障害者(児)				
						母子家庭				
						父子家庭				
						ひとり暮らし寡婦				
	B		男・女			重度心身障害老人等				
						母子家庭老人				
	C		男・女			父子家庭老人				
						ひとり暮らし高齢寡婦老人				
D		男・女			加入保険（変更後）					
					被保険者・世帯主					
E		男・女			住所（助成対象者と異なる場合のみ記入）					
					記号				番号	保険者番号
配偶者		男・女			保険者名				協健 健保 共済 国保 後期	
					保 険 者 所 在 地					
扶養義務者		男・女			取得事由				喪失事由	更新事由
					☐ 条例該当 ☐ 出生 ☐ 障害 ☐ 転入 ☐ 保険加入 ☐ 生保廃止 ☐ 50条該当 ☐ その他				☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 保険喪失 ☐ 生保開始 ☐ 切替 ☐ 満了 ☐ 後期75歳 ☐ 後期50条 ☐ その他	☐ 受給券再交付 ☐ 記号、県市更新 ☐ 扶養義務者更新 ☐ 身障手帳更新 ☐ 被保険者更新 ☐ 履歴更新 ☐ 訂正
住所（助成対象者と異なる場合のみ記入）										
上記のとおり申請(届出)をします。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること										
年 月 日					住所 氏名 申請者 助成対象者 との続柄 電話番号					
草津市長 宛										
☐ 交付 ☐ 回収 ☐ 無効 ☐ 訂正 ☐ 返還指導 ☐ 転出者への案内					☐ すこやか手帳					
事由発生、該当者					年 月 日					
将養異動日（入力B）					年 月 日					
入力完了					裏面に続く					

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書				
		本人Aの所得状況	配偶者の所得状況	扶養義務者の所得状況
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)	人(内老人 人)	人(内老人 人)
前年の所得額	① 合 計 額	円	円	円
所得控除	② 雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料等相当額控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	家族障害 人 特別障害 人	円	円	円
	本人障害 特別障害 寡婦	円	円	円
	ひとり親 勤労学生	円	円	円
他()		円	円	円
控除後の所得額 ①－②		円	円	円
※ 課税の区分	市 民 税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税

別添 2 - 1

様式第2号(第5条第1項、第7条第1項、第13条第2項関係)

福祉医療費助成制度申請書(届出書)

助 成 対 象 者	住所 (変更後)			医療種別											
	本人 A	フリガナ 氏 名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛番号	乳幼児・子ども医療									
				生年月日	受給者番号	障害者(児)									
						母子家庭									
						父子家庭									
						ひとり暮らし寡婦									
	B		男・女			障害者(老人等)									
						母子家庭老人									
	C		男・女			父子家庭老人									
						ひとり暮らし高齢寡婦									
D		男・女			老人										
E		男・女			加入保険(変更後)										
					被保険者・世帯主					続柄					
配偶者		男・女			住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)										
					記号					番号					
扶養義務者		男・女			保険者番号										
					保険者名					協健 健保 共済 国保 後期					
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)		男・女			保 険 者 所 在 地										
					取得事由					喪失事由					
						更新事由									
						☐ 条例該当 ☐ 出生 ☐ 障害 ☐ 転入 ☐ 保険加入 ☐ 生保廃止 ☐ 50条該当 ☐ その他					☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 保険喪失 ☐ 生保開始 ☐ 切替 ☐ 満了 ☐ 後期75歳 ☐ 後期50条 ☐ その他				
						☐ 受給券再交付 ☐ 記号、県市更新 ☐ 扶養義務者更新 ☐ 手帳更新 ☐ 被保険者更新 ☐ 履歴更新 ☐ 訂正									
上記のとおり申請(届出)します。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること 年 月 日 住所 草津市長 宛 申請者 氏名 助成対象者との続柄 電話番号															
☐ 交付 ☐ 回収 ☐ 無効 ☐ 訂正 ☐ 返還指導 ☐ 転出者への案内 ☐ すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了 ○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。															

裏面に続く

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書				
		本人Aの所得状況	配偶者の所得状況	扶養義務者の所得状況
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)	人(内老人 人)	人(内老人 人)
前年の所得額	① 合 計 額	円	円	円
所得控除	② 雑損控除	円	円	円
	医療費控除	円	円	円
	社会保険料等相当額控除	円	円	円
	小規模企業共済等掛金控除	円	円	円
	配偶者特別控除	円	円	円
	家族 障害 人 特別障害 人	円	円	円
	本人 障害 特別障害 寡婦	円	円	円
	本人 ひとり親 勤労学生	円	円	円
	他()	円	円	円
	控除後の所得額 ①－②	円	円	円
※ 課税の区分	市 民 税	非課税・課税	非課税・課税	非課税・課税

別添2-2

様式第2号(第5条第1項、第7条第1項、第13条第2項関係)

福祉医療費助成制度申請書(届出書)

助成対象者	住所 (変更後)			医療種別											
	本人A	フリガナ 氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療									
				生年月日	受給者番号	心身障害者(児)									
				年 月 日		母子家庭									
						父子家庭									
						ひとり暮らし寡婦									
	重度心身障害者老人等														
	B		男・女	年 月 日		母子家庭老人									
						父子家庭老人									
	C		男・女	年 月 日		ひとり暮らし高齢寡婦									
老人															
D		男・女	年 月 日		被保険者・世帯主					続柄					
					住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)										
E		男・女	年 月 日		記号	番号	保険者番号								
					保険者名					協健 健保 共済 国保 後期					
配偶者			男・女	年 月 日		保険者所在地									
扶養義務者			男・女	年 月 日		取得事由					喪失事由				
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)						更新事由									
上記のとおり申請(届出)します。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。															
1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること															
2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること															
年 月 日 住所															
草津市長 宛 申請者 氏名															
助成対象者との続柄															
電話番号															
☐ 交付 ☐ 回収 ☐ 無効 ☐ 訂正 ☐ 返還指導 ☐ 転出者への案内 ☐ すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了															
○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。															

裏面に続く

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書				
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)
前年の所得額	① 合 計 額	円		円
所得控除	② 雑損控除	円		円
	医療費控除	円		円
	社会保険料等相当額控除	円		円
	小規模企業共済等掛金控除	円		円
	配偶者特別控除	円		円
	家族障害 人 特別障害 人	円		円
	本人障害 特別障害 寡婦	円		円
	本人ひとり親 勤労学生	円		円
	他()	円		円
	控除後の所得額 ①-②	円		円
※ 課税の区分	市 民 税	非課税・課税		非課税・課税

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第10号

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則および草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年草津市規則第5号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第14条 <現行どおり> (特別休暇)	第1条～第14条 <省略> (特別休暇)
第15条 <現行どおり> (1)～(14) <現行どおり> (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間（ <u>当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年の6月から10月までの期間</u> ）内における週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	第15条 <省略> (1)～(14) <省略> (15) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの <u>期間内</u> における週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(16)～(22) <現行どおり> 2～4 <現行どおり> 第16条～第31条 <現行どおり> 別表第1～別表第3 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第3号 <現行どおり>	(16)～(22) <省略> 2～4 <省略> 第16条～第31条 <省略> 別表第1～別表第3 <省略> 別記様式第1号～別記様式第3号 <省略>

(草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 草津市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年草津市規則第18号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第16条 <現行どおり> (特別休暇)	第1条～第16条 <省略> (特別休暇)
第17条 <現行どおり> (1)～(10) <現行どおり>	第17条 <省略> (1)～(10) <省略>

改正後	改正前
(11) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員または6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の7月から9月までの<u>期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部または一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、一の会計年度の6月から10月までの期間）</u>内における週休日、<u>条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u> (12～21) <現行どおり> 2～5 <現行どおり> 第18条～第28条 <現行どおり> 別表第1～別表第4 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第2号 <現行どおり>	(11) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員または6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の会計年度の7月から9月までの<u>期間内</u>における週休日、<u>第10条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日および代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u> (12～21) <省略> 2～5 <省略> 第18条～第28条 <省略> 別表第1～別表第4 <省略> 別記様式第1号～別記様式第2号 <省略>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第11号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第64号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第1条の3 <現行どおり>	第1条～第1条の3 <省略>
第2条 <現行どおり>	第2条 <省略>
(1)～(4) <現行どおり>	(1)～(4) <省略>
(5) 外国人保護に関する通知に基づく生活保護法第29条第1項に準じた保護の実施等のために必要な資料の提供等の求めに関する事務	<改正後に新設>
(6) <現行どおり>	(5) <省略>
(7) 外国人保護に関する通知に基づく生活保護法第55条の5第1項に準じた進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務	<改正後に新設>
(8) 外国人保護に関する通知に基づく生活保護法第55条の8第1項に準じた被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	<改正後に新設>
(9) <現行どおり>	(6) <省略>
(10) <現行どおり>	(7) <省略>
第2条の2 <現行どおり>	第2条の2 <省略>
第3条～第31条 <現行どおり>	第3条～第31条 <省略>

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(令和6年3月29日掲示済み)

草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第12号

草津市要保護児童対策地域協議会運営規則の一部を改正する規則

草津市要保護児童対策地域協議会運営規則（平成25年草津市規則第34号）の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前								
第1条～第13条 <現行どおり>	第1条～第13条 <省略>								
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）								
<table border="1"> <tr> <th>関係機関等の区分</th><th>関係機関等の名称</th></tr> <tr> <td>法第25条の5第1号</td><td><現行どおり></td></tr> </table>	関係機関等の区分	関係機関等の名称	法第25条の5第1号	<現行どおり>	<table border="1"> <tr> <th>関係機関等の区分</th><th>関係機関等の名称</th></tr> <tr> <td>法第25条の5第1号</td><td><省略></td></tr> </table>	関係機関等の区分	関係機関等の名称	法第25条の5第1号	<省略>
関係機関等の区分	関係機関等の名称								
法第25条の5第1号	<現行どおり>								
関係機関等の区分	関係機関等の名称								
法第25条の5第1号	<省略>								

改正後		改正前	
に規定する 国又は地方 公共団体の 機関	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保 健所）	に規定する 国又は地方 公共団体の 機関	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保 健所）
	滋賀県立草津養護学校		＜改正後に新設＞
	＜現行どおり＞		＜省略＞
	草津市園長・所長会		草津市園長会
法第25条 の5第2号 に規定する 法人	＜現行どおり＞	法第25条 の5第2号 に規定する 法人	＜省略＞
	社会福祉法人ひかり会守山学園		＜改正後に新設＞
	特定非営利活動法人 子ども虐待防止ネットワーク・しが		＜改正後に新設＞
	その他市長が必要と認める者		＜改正後に新設＞
法第25条 の5第3号 に規定する 者	＜現行どおり＞	法第25条 の5第3号 に規定する 者	＜省略＞
	＜改正前を削る＞		草津市市民参加条例（平成24年草 津市条例第21号）第8条に規定す る公募により選考する市民
別表第2（第8条第2項関係） ＜現行どおり＞		別表第2（第8条第2項関係） ＜省略＞	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市こども家庭センターの設置および運営に関する規則をここに公布する。 令和6年3月29日 草津市長 橋 川 渉 草津市規則第13号 草津市こども家庭センターの設置および運営に関する規則 （趣旨） 第1条 この規則は、こども基本法（令和4年法律第77号）の理念に則り、全ての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行うことを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2および母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条	の規定により、草津市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の設置および運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この規則において使用する用語の意義は、こども基本法、児童福祉法および母子保健法において使用する用語の例による。 （設置） 第3条 こども家庭センターは、子ども未来部に設置する。 （業務内容） 第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行う。 （1）児童福祉法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。 （2）母子保健法第22条第1項第1号から第4号までに掲げる業務を行うこと。
--	---

(3) 児童および妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと

(4) 児童および妊産婦の福祉ならびに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童および妊産婦の福祉ならびに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要な業務を行うこと。

(組織および分掌事務)

第5条 こども家庭センターの事務は、子ども未来部に属し、草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）に定める子ども家庭・若者課、家庭児童相談室および子育て相談センターが分掌する。

(職の設置等)

第6条 こども家庭センターは次に掲げる者をもって構成するものとする。

- (1) 所長
- (2) 統括支援員
- (3) その他の必要な所員

2 所長は、子ども未来部副部長（総括）をもって充てる。

3 所長は、こども家庭センターの事務を掌理し、所員を指揮監督する。

4 統括支援員は、所長の指揮監督のもと、実務面の中核となるマネジメントを担い、地域の全ての妊産婦・こどもとその家庭が、切れ目なく、漏れなく、必要な母子保健・児童福祉に係る包括的支援を受けることができるよう、所員の情報共有・連携を図るものとする。

5 各所員は、統括支援員によるマネジメントのもと、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応する。

6 統括支援員および所員は、所長が子ども家庭・若者課、家庭児童相談室および子育て相談センターの職員の中から指名する。

(守秘義務)

第7条 こども家庭センターに配置された職員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、こども家庭センターに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 4 号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和 2 年草津市規則第 1 9 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 <現行どおり> 第 1 0 条 <現行どおり> (1)～(3) <現行どおり> (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号。<u>以下「育児休業法」という。</u>）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員のうち、草津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年草津市条例第 5 号。<u>以下「育児休業条例」という。</u>）第 7 条第 1 項に規定する職員以外の職員 2 <現行どおり> 第 1 1 条 <現行どおり> 2 <現行どおり> (1) <現行どおり> (2) 前条第 1 項第 4 号に定める<u>育児休業法第 2 条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）</u>をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間 ア～イ <現行どおり> (3) <現行どおり> （勤勉手当） <u>第 1 2 条</u> 勤勉手当の額は、基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在）において会計年度任用職員が受ける給料の月額およびこれに対する地域手当の合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、第 1 4 条の支給割合を乗じて得た額とする。 2 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 2. 5 を乗じて得た額を超えてはならない。 （勤勉手当の支給対象外職員） <u>第 1 3 条</u> 勤勉手当の支給の対象とならない会計年度任用職員は、次に掲げる職員とする。	第 1 条～第 9 条 <省略> 第 1 0 条 <省略> (1)～(3) <省略> (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員のうち、草津市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年草津市条例第 5 号）第 7 条第 1 項に規定する職員以外の職員 2 <省略> 第 1 1 条 <省略> 2 <省略> (1) <省略> (2) 前条第 1 項第 4 号に定める<u>地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）</u>をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間 ア～イ <省略> (3) <省略> <改正後に新設> <改正後に新設>

改正後	改正前
(1) 休職者。ただし、公務傷病等による休職を除く。 (2) 第10条第1項第3号に該当する職員 (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第7条第2項に規定する職員以外の職員 (勤勉手当の支給割合) <u>第14条</u> 勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務時間による割合（以下「期間率」という。）に第16条に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。 (勤勉手当の期間率) <u>第15条</u> 期間率は、基準日以前6月以内の期間における職員の勤務時間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。 (勤勉手当の成績率) <u>第16条</u> 会計年度任用職員の成績率は、当該職員の直近の人事評価（基準日以前における直近の人事評価をいい、市長が定めるものに限る。以下同じ。）の結果および基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、市長が定めるものとする。 (1) 勤務成績が優秀または特に優秀な職員 100分の102.5以上100分の205以下 (2) 勤務成績が良好な職員および基準日以前における直近の人事評価の評価がない職員 100分の102.5 (3) 勤務成績がやや劣る職員 100分の93.5以上100分の102.5未満 (4) 勤務成績が劣る職員 100分の93.5未満 <u>第17条～第19条</u> <現行どおり> <u>別表第1</u> <現行どおり> <u>別表第2</u> (別添1のとおり)	<改正後に新設> <改正後に新設> <改正後に新設> <u>第12条～第14条</u> <省略> <u>別表</u> <省略> <改正後に新設>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別添1
別表第2

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第15号

草津市退職手当審査会規則の一部を改正する規則

草津市退職手当審査会規則（平成22年草津市規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条 <現行どおり> (組織)	第1条 <省略> (組織)
第2条 <現行どおり>	第2条 <省略>
2 <現行どおり>	2 <省略>
3 委員は、学識経験者、 <u>教育長および総務部長</u> をも って充てる。	3 委員は、学識経験者、 <u>他の副市長および教育長</u> を もって充てる。
4 <現行どおり>	4 <省略>
第3条～第6条 <現行どおり>	第3条～第6条 <省略>

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 1 8 号

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 1 7 年草津市規則第 2 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 《現行どおり》	第 1 条～第 8 条 《省略》
第 9 条 委員会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。	第 9 条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。
第 1 0 条～第 1 1 条 《現行どおり》	第 1 0 条～第 1 1 条 《省略》
別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係） （別添 1—1 のとおり）	別記様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係） （別添 1—2 のとおり）
別記様式第 2 号（第 4 条関係）（その 1） （別添 2—1 のとおり）	別記様式第 2 号（第 4 条関係）（その 1） （別添 2—2 のとおり）
別記様式第 2 号（第 4 条関係）（その 2） （別添 3—1 のとおり）	別記様式第 2 号（第 4 条関係）（その 2） （別添 3—2 のとおり）
別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 4—1 のとおり）	別記様式第 3 号（第 5 条関係） （別添 4—2 のとおり）
別記様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 1） （別添 5—1 のとおり）	別記様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 1） （別添 5—2 のとおり）
別記様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 2） （別添 6—1 のとおり）	別記様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 2） （別添 6—2 のとおり）
別記様式第 5 号（第 6 条第 2 項関係） （別添 7—1 のとおり）	別記様式第 5 号（第 6 条第 2 項関係） （別添 7—2 のとおり）
別記様式第 6 号（第 6 条第 4 項関係） （別添 8—1 のとおり）	別記様式第 6 号（第 6 条第 4 項関係） （別添 8—2 のとおり）

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を受けたいので、草津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として管理することを希望する公の施設

2 添付書類

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 3 条第 1 項関係）

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を受けたいので、草津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 指定管理者として管理することを希望する公の施設

2 添付書類

別添 2－1

様式第 2 号（第 4 条関係）（その 1）

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった について、審査の結果、指定管理者の候補者とする事としたので通知します。

記

施設の表示	所在地	
	名 称	
担 当 部 課		担当者 連絡先

注 本通知は、指定管理者の選定結果を通知するものであり、指定処分を行うものではありません。したがって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決が得られない場合その他指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

別添 2－2

様式第 2 号（第 4 条関係）（その 1）

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった について、審査の結果、指定管理者の候補者とする事としたので通知します。

記

施設の表示	所在地	
	名 称	
担 当 部 課		担当者 連絡先

注 本通知は、指定管理者の選定結果を通知するものであり、指定処分を行うものではありません。したがって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決が得られない場合その他指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

別添 3－1

様式第 2 号（第 4 条関係）（その 2）

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった について、審査
の結果、指定管理者に指定しないことと決定したので通知します。

記

施設の表示	所在地	
	名 称	
指定管理者に指定しない理由		
担 当 部 課	担当者	連絡先

別添 3－2

様式第 2 号（第 4 条関係）（その 2）

公の施設の指定管理者選定結果通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった について、審査
の結果、指定管理者に指定しないことと決定したので通知します。

記

施設の表示	所在地	
	名 称	
指定管理者に指定しない理由		
担 当 部 課	担当者	連絡先

別添 4－1

様式第 3 号（第 5 条関係）

公の施設の指定管理者指定書

年 月 日

様

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に指定します。

施設の表示	所在地	
	名 称	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
指 定 の 条 件	1 地方自治法、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例、草津市〇〇〇条例その他関係法令を遵 守すること。 2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書および収支 予算書に基づいた管理を行うこと。 3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが ある。 (1) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することがで きないと認められるとき。 (2) 指定に関し不正の行為があったとき。 (3) 法令の規定、本件指定の条件または本市との間で締結 する協定書に記載された条件に違反したとき。 (4) 法令の規定、本件指定の条件または本市との間で締結 する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の 聴取、検査もしくは調査の実施を拒み、妨げもしくは忌 避し、または虚偽の報告を行ったときその他本市関係職 員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。 (5) その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると 認められるとき。 4 本市が、本件施設の供用を休止し、または廃止するとき は、本件指定の期間内であっても、本件指定を取り消すこと があります。	
担 当 部 局	担当者	連絡先

別添 4－2

様式第 3 号（第 5 条関係）

公の施設の指定管理者指定書

年 月 日

様

印

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者に指定します。

施設の表示	所在地	
	名 称	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
指 定 の 条 件	1 地方自治法、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例、草津市〇〇〇条例その他関係法令を遵 守すること。 2 指定に係る申請の際に提出された事業計画書および収支 予算書に基づいた管理を行うこと。 3 次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが ある。 (1) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することがで きないと認められるとき。 (2) 指定に関し不正の行為があったとき。 (3) 法令の規定、本件指定の条件または本市との間で締結 する協定書に記載された条件に違反したとき。 (4) 法令の規定、本件指定の条件または本市との間で締結 する協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の 聴取、検査もしくは調査の実施を拒み、妨げもしくは忌 避し、または虚偽の報告を行ったときその他本市関係職 員の指示に正当な理由がなく従わなかったとき。 (5) その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると 認められるとき。 4 本市が、本件施設の供用を休止し、または廃止するとき は、本件指定の期間内であっても、本件指定を取り消すこと があります。	
担 当 部 局	担当者	連絡先

別添 5－1

様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 1）

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

担当者名

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書またはその添付書類の内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更に係る公の施設の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

別添 5－2

様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 1）

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書またはその添付書類の内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更に係る公の施設の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

別添 6－1

様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 2）

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を辞退したいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定の辞退に係る公の施設の名称

2 辞退の理由

3 辞退を希望する日

別添 6－2

様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）（その 2）

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認申請書

年 月 日

様

申請者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 印

電話番号

担当者名

指定管理者の指定を辞退したいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定の辞退に係る公の施設の名称

2 辞退の理由

3 辞退を希望する日

別添 7 ー 1

様式第 5 号（第 6 条第 2 項関係）

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった について、下記
のとおり通知します。

記

1 承認の可否

承認します。 承認しません。

2 承認する場合の条件

3 承認しない場合の理由

別添 7 ー 2

様式第 5 号（第 6 条第 2 項関係）

公の施設の指定管理者申請内容変更等承認通知書

年 月 日

様

記

年 月 日付けで申請のあった について、下記
のとおり通知します。

記

1 承認の可否

承認します。 承認しません。

2 承認する場合の条件

3 承認しない場合の理由

別添 8 ー 1

様式第 6 号（第 6 条第 4 項関係）

公の施設の指定管理者申請内容変更届

年 月 日

様

届出者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名

電話番号

担当者名

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書またはその添付書類の内容について変更し
たので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

別添 8 ー 2

様式第 6 号（第 6 条第 4 項関係）

公の施設の指定管理者申請内容変更届

年 月 日

様

届出者

主たる事務所の所在地

名称および代表者の氏名 記

電話番号

担当者名

指定管理者の指定の申請に当たり提出した申請書またはその添付書類の内容について変更し
たので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)